

# 令和2年度被災地発達障がい児支援体制整備事業仕様書

この仕様書は、東日本大震災により被災した沿岸地域（気仙、釜石及び宮古障がい保健福祉圏域をいう。以下同じ。）において、障がい児への療育支援及び発達障がい児・者の相談支援、関係機関のコンサルテーションを進めるため、沿岸地域に専門的な療育支援の拠点を設置する本事業の仕様について定めるものである。

## 1 委託業務名

令和2年度被災地発達障がい児支援体制整備事業

## 2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

## 3 実施主体

実施主体は県とし、本県に主たる事務所を有し、岩手県立療育センター及び岩手県発達障がい者支援センターと緊密に連携しつつ、障がい児療育支援及び発達障がい児・者支援の業務経験のある法人に対して事業を委託して実施する。

## 4 事業内容

委託する事業の内容は、次のとおりとする。

### (1) 専門的な療育相談支援拠点の設置

釜石市内に専門的な療育相談支援の拠点を設置すること。拠点については、既存の空き物件等を借り受けて展開するものとし、執務室及び相談室（執務室の一部をパーテーション等で区切る等も可）を設けること。

### (2) 『発達支援コーディネーター』等の配置

(1)で設けた療育相談支援拠点に専門的な療育支援、発達障がい児・者の相談支援及び沿岸地域の市町村等への専門的なサポート等を担う『発達支援コーディネーター』3名（常勤・専従）を配置すること。

加えて、上記コーディネーターの事務支援を担う者を1名配置のこと。（常勤である必要はない）

### (3) 業務概要

主な業務は次のとおりとし、これらの附随した業務も担うものとする。

- ① 沿岸地域の市町村、療育関係機関、保育所・幼稚園、学校、発達障がい児・者の家族会等への専門的なサポート、コンサルテーション支援
- ② 地域自立支援協議会療育担当部会への専門的な助言（当該療育担当部会の要請がある場合）
- ③ 岩手県立療育センター児童精神科、岩手県発達障がい者支援センターとの連携による医療・発達検査等の取り次ぎ等の支援
- ④ 沿岸地域の相談支援事業所、特別支援学校、療育関係機関、日本発達障害ネットワークいわて（JDDnetいわて）との連携・相互の支援（関係機関のネットワークづくりのコーディネーターとしての役割）
- ⑤ 沿岸地域における各種研修への対応
- ⑥ 沿岸地域の発達障がい児・者への専門的な相談支援（来所での相談のほか、訪問による相談援助も行う）

なお、⑥の業務を実施するに当たっては、①～⑤の業務と一体的に実施することにより、一定の支援は市町村、相談支援事業所等の地元の機関によって提供できる体制の構築を目指すよう留意すること。

## 5 事業実施の報告について

事業実施後に、契約書により定める様式に基づき、事業実績及び収支精算額を県に報告する。事業実績については、上記4に掲げる事業内容の成果及び収支精算（支出書類等写しを含む）を中心にまとめる。

## 6 事業実施に係る経費について

本事業に要する人件費（基本給、各種手当、社会保険料事業主負担分）、事務所設置のための借り上げ料、運営経費（水道光熱費、車輛・備品リース、謝金、旅費、需用費、消耗品費等）など本事業に要する経費の一切については、県が委託料により支弁する。